

■不在者投票制度

投票日に都合が悪く、野々市市の投票所で投票することができない人が、一定の条件を満たす場合は、不在者投票をすることができます。不在者投票の制度は次のとおりです。

滞在先における不在者投票

投票日に他市区町村に滞在中の人は、期日前投票の期間中に、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。あらかじめ野々市市選挙管理委員会から、投票用紙の交付を受ける必要があります。郵便で投票用紙を送付しますので、早めに請求してください。

指定病院などにおける不在者投票

石川県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。あらかじめ病院長などに申し出てください。

郵便等投票制度

身体に障害のある人(政令で定める条件を満たす人に限る)および介護保険上の要介護5の人は、投票用紙を請求し、郵便により不在者投票をすることができます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。対象となる人は、以下のいずれかに当てはまる人です。

区分	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

郵便等による不在者投票の投票用紙請求期限
令和8年3月4日(水)必着

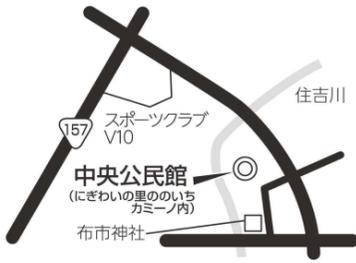
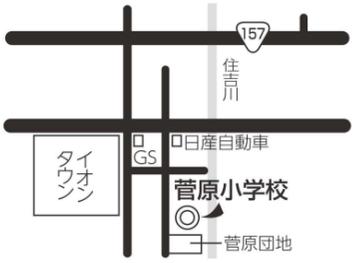
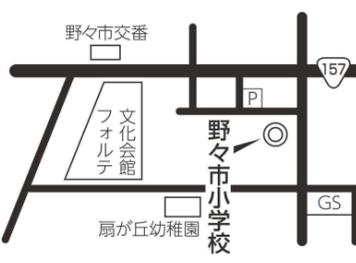
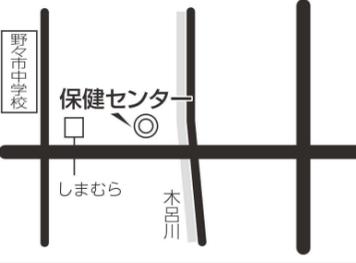
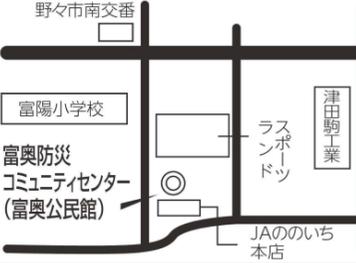
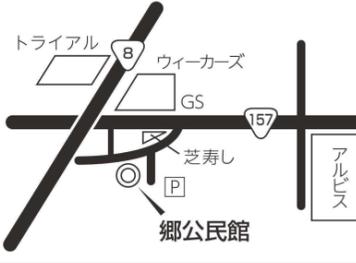
問い合わせ 野々市市選挙管理委員会 (☎227-6026)

野々市市ホームページ (<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/2/36964.html>)



石川県知事選挙

投票日 **3/8日** 
<投票所一覧> 午前7時から午後8時まで

<p>1 中央公民館 (にぎわいの里のいち カミーノ内)</p>  <p>本町1~3丁目、若松町、横宮町</p>	<p>2 菅原小学校</p>  <p>高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町</p>	<p>3 野々市小学校</p>  <p>本町4丁目、本町5丁目 白山町、太平寺</p>
<p>4 保健センター</p>  <p>三納、位川、下林、藤平田、矢作</p>	<p>5 富奥防災コミュニティセンター (富奥公民館)</p>  <p>藤平、栗田、新庄、中林、上林、末松、清金</p>	<p>6 郷公民館</p>  <p>田尻町、三日市、徳用、郷町、郷 蓮花寺町、柳町、堀内</p>
<p>7 交遊舎 (IR野々市駅北口隣接)</p>  <p>二日市町、二日市、長池、御経塚</p>	<p>8 押野公民館(館野小学校横)</p>  <p>押野</p>	<p>9 女性センター(御園小学校横)</p>  <p>本町6丁目、稲荷、押越、野代</p>

※投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票してください。

よくある質問

Q:投票所入場券(ハガキ)が届きませんが、投票できますか?

A:できます。郵便事情などで届かない場合があります。選挙人名簿に登録され、選挙権が確認できれば投票できますので、投票所で係員に伝えてください。

Q:選挙公報はいつごろ届きますか?

A:投票日の2日前までに届きます。県ホームページでも選挙公報が見られます。

Q:投票済証明書はどこでもらえますか?

A:当日投票所、又は期日前投票所で投票を終えた人にお渡ししています。希望される場合は、投票所の係員へお声かけください。

Q:手をけがして字が書けなくても、投票できますか?

A:病気やけがなどの理由で字が書けない人には、投票所の係員が選挙人の方の投票を代筆する「代理投票」の制度があります。希望される場合は、投票所の係員へお声かけください。



投票所入場券

2月19日(木)から個人あてに郵送で届ける投票所入場券(ハガキ)は、投票するときに持参してください。なお、期日前投票するときは、事前に裏面の宣誓書欄を記入してください。

もし、投票所入場券を紛失したり、当日忘れてきたりした場合は、投票所で係員に申し出てください。また、投票所入場券の到着は多少遅れることがありますが、届いていなくても選挙人名簿に名前があれば投票することができます。

※ただし、投票日付近で18歳になるなど、条件によって制限がある場合がありますので、事前に野々市市選挙管理委員会にご確認ください。

投票所入場券見本

新金沢局 料金後納 郵便

投票所入場券

名簿番号

氏名

投票日時

投票所 / 住所

※この入場券は本人以外使用できません。
※交付の際、本人確認のため名簿等をお読みします。お名前等を誤り上げられたくない場合は、投票所の係員にお申し出ください。

投票用紙交付

代理投票

期日前投票 宣誓書兼請求書

◆期日前投票される方は、裏面に記入の上、投票所にお持ちください。
◆投票日当日に投票される方は記入不要です。
◆県外に転出された場合は、この選挙の投票はできません。

令和 8 年 月 日

氏名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

住所 ※裏面に記載の住所と同じ場合、この住所欄は記入不要

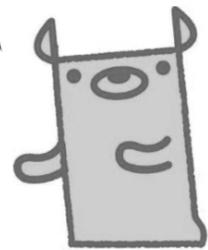
期日前投票の事由 在所転居のため、野々市市以外に居住 | 病気・負傷・高齢・身体障害のため多歩困難 | 天災・悪天候により投票所に行くことが困難

私は石川県知事選挙の当日、上記のいずれかの事由に該当する見込みのため投票用紙の交付を請求します。

場 所	期 間	時 間
野々市市役所2階ホール棟 (野々市市二納一丁目1番地)	2月20日(金)から 3月7日(土)まで	午前8時30分 から 午後8時まで
野々市市交遊舎会議室 (野々市市二日市一丁目2番地)	3月2日(月)から 3月7日(土)まで	午前8時30分 から 午後8時まで

野々市市選挙管理委員会 TEL.076-227-6026

期日前投票するときは、記入の上お越しく下さい!



今回投票できる人

今回の選挙では 平成20年3月9日以前 に生まれた人が投票できます。

※なお、最近住所を変えた人の投票場所については下記のとおりです。

区分	野々市市で投票		転入前市町で投票	投票できない	
	現住所	前住所			
市内で転居	令和8年2月13日以前に今の住所に転居届を出した人	○		/	
	令和8年2月14日以降に今の住所に転居届を出した人		○		
市外から転入	令和7年11月18日以前に野々市市に転入届を出した人	○		/	
	令和7年11月19日~12月1日に野々市市に転入届を出した人	○ (3/1以降)			
	令和7年12月2日以降に野々市市に転入届を出した人		○		
			県内の他の市町から転入した人		○
			県外から転入した人		○

※住所とは住民登録をしているところです。

※平成20年3月10日以降に生まれた人は今回の選挙では投票できません。

※条件によっては投票できない場合があります。前住所地の選挙人名簿に登録がある人は、野々市市が発行する証明書を前住所地の投票所で提示すると投票できます。証明書は市民生活課で発行できます。

※2月号広報に掲載した内容から一部変更しております。

期日前投票

住んでいる地域に関係なく、次のどちらの期日前投票所でも投票できます。「野々市市役所」と「交遊舎」では、投票できる期間が異なりますのでご注意ください。なお、期間の終盤は、大変混み合いますので、期日前投票を希望する人は、早めの投票をおすすめします。

期日前投票所	野々市市役所2階ホール棟 三納一丁目1番地	野々市市交遊舎会議室(IR野々市駅北口隣接) 二日市一丁目2番地
期間及び時間	2月20日(金)~3月7日(土) 午前8時30分~午後8時	3月2日(月)~3月7日(土) 午前8時30分~午後8時
地図		